

2020 年度  
日本語教育機関教育活動評価  
自己点検・評価 報告書



関東外国語学院

機関名：関東外国語学院	
評価項目	評価
1. 教育目的・理念	
<p>教員目的</p> <p>本校は、外国人に対する日本語教育を行い、優れた日本語能力を持つ人材を養成する。</p>	
<p>教育理念</p> <p>日本の高等教育機関への進学を目指す基礎となる知識や能力を身につけ、国際社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。</p>	
2. 学校運営	
2-1 日本語教育機関の告示基準に適合しているか。	A
2-2 目的に沿った運営方針が策定されているか。	A
2-3 事業計画に沿った運営方針が策定されているか。	A
2-4 組織・人事・財務に関する諸規程が整備されているか。	A
2-5 教職員の採用・定員管理・評価は適切に行われているか。	A
2-6 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めているか。	A
2-7 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握しているか。	A
3. 教育活動	
3-1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成しているか。	A
3-2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っているか。	A
3-3 授業評価の実施・評価体制はあるか。	A
3-4 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしているか。	A
3-5 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られているか。	B
4. 学習成果	
4-1 生徒の進路希望を把握し、適切な指導をおこなっているか。	A

4-2 学生の日本語能力は本校が定める到達目標・評価基準に達しているか。	A
4-3 学生の日本語能力向上が図られているか。	A
5. 学生支援	
5-1 日本社会を理解し、適応するための取組を行っているか。	A
5-2 進路指導を適切に行っているか。	A
5-3 健康管理や日本での生活指導等の支援体制が整備されているか。	A
5-4 防災や緊急時における体制が整備されているか。	A
5-5 入管法上の留意点について学生への伝達、指導を定期的に行っているか。	A
5-6 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っているか。	A
6. 教育環境	
6-1 教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに、語学教育に必要な遮音がなされているか。	A
6-2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めているか。	A
6-3 法令上必要な設備等を備えているか。	A
7. 入学者の募集	
7-1 入学者の募集活動は適切に行われているか。	A
7-2 学納金等について募集要項等に明示しているか。	A
7-3 入学者の選考について、公平かつ適切に行われているか。	A
7-4 入学者の選考に当たっては、学校関係者(職員等)が面接等を行うよう努めているか。	A
8. 財務	
8-1 中長期的な財務計画は策定されているか。	A
8-2 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。	A
8-3 会計監査が適切に行われているか。	A
9. 法令順守	
9-1 出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守はなされているか。	A
9-2 個人情報保護の取組は適切か	A
9-3 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを	A

行っている。	
9-4 自己点検、自己評価の実施と、問題点の改善に努めているか	A
10. 社会貢献・地域貢献	
10-1 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	A
10-2 生徒のボランティア活動を推奨、支援しているか	B

本学院は法務省の告示を受けた日本語教育機関として、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第18号に規定されている通り、教育水準の向上を図り、日本語教育機関として適切な運営を行うため、自己点検および自己評価を定め、定期的な点検・評価を行うこととした。

点検および評価項目については、一般財団法人日本語教育振興協会が推奨する「日本語教育機関のための自己点検・評価チェックリスト」を参考とした。なお、各項目の評価方法は3段階評価（A から C）と定めている。

A : 達成されている。

B : おおむね達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる。

C : 達成されていない。